

1 扶養親族の増員等

(1) 配偶者（内縁関係を含む）

事 項	添 付 書 類
①婚姻による場合	1) 婚姻届受理証明書又は戸籍抄本(夫婦関係と届出日がわかるもの)
②内縁による場合	1) 住民票の写し(続柄が妻(未届)又は夫(未届)) 2) 戸籍抄本(職員、内縁関係のもの双方)(住民票で職員との続柄が妻(未届)又は夫(未届)であることが確認できない場合) 3) 挙式の証明書等(住民票で職員との続柄が妻(未届)又は夫(未届)であることが確認できない場合)

婚姻又は内縁が理由になる場合、①又は②の書類に、次の事項ごとにそれぞれの書類を添付すること。

事 項	添 付 書 類
限度額内の収入のとき(又は明らかな事由変更により収入限度額未満となったとき)	1) 住民票の写し(世帯全員分) 2) 配偶者の所得証明書 3) 恒常的な収入のわかるもの(直近の給与明細書・年金通知書等) 4) 1月2日から12月1日までの間において明らかな事由変更があった場合はその事実がわかるもの 5) 申立書
無職無収入であるとき	1) 住民票の写し(世帯全員分) 2) 配偶者の所得証明書 3) 離職票又はこれにかわるもの(離職票未発行証明書等。所得証明書に、給与の記載がある場合や、当年に退職した場合) 4) 申立書
退職したとき	1) 住民票の写し(世帯全員分) 2) 配偶者の所得証明書 3) 離職票(雇用保険を受給する予定である場合は写しでよい。)又はこれにかわるもの(離職票未発行証明書等) 4) 退職証明書又は退職年月日の記載のある源泉徴収票(離職票がない場合) 5) 申立書
事業等を廃業したとき	1) 住民票の写し(世帯全員分) 2) 配偶者の所得証明書 3) 廃業証明書又はこれにかわるもの(理由書) 4) 申立書

雇用保険の受給が終了したが、無職無収入の場合	<ul style="list-style-type: none"> 1) 住民票の写し（世帯全員分） 2) 配偶者の所得証明書 3) 雇用保険受給資格者証（支給終了と印字されたもの） 4) 申立書
配偶者が育児休業を開始したとき	<ul style="list-style-type: none"> 1) 住民票の写し（世帯全員分） 2) 配偶者の所得証明書 3) 育児休業承認書 4) 産前休暇を開始した月の前月の給与明細 5) 申立書

(2) 22歳年度末までの間にある子、弟妹または孫

事 項	添 付 書 類
出生したとき	<ul style="list-style-type: none"> 1) 住民票の写し（世帯全員分） 2) 戸籍抄本（職員が世帯主でない場合、職員が未婚で扶養しようとする者が1人目の場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合） 3) 扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書
養子縁組をしたとき	<ul style="list-style-type: none"> 1) 住民票の写し（世帯全員分） 2) 養子縁組届受理証明書又は戸籍抄本（親子関係と、届出日がわかるもの） 3) 所得証明書（被扶養者が義務教育終了後である場合） 4) 恒常的な収入があればその事実がわかるもの（直近給与明細書・年金通知書等） 5) 1月2日から12月1日までの間において明らかな事由変更があった場合はその事実がわかるもの 6) 扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書 7) 申立書
弟妹または孫を扶養親族とするとき	<ul style="list-style-type: none"> 1) 住民票の写し（世帯全員分） 2) 戸籍抄本（職員が世帯主でない場合、職員が未婚で扶養しようとする者が1人目の場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合） 3) 所得証明書（被扶養者が義務教育終了後である場合） 4) 恒常的な収入があればその事実がわかるもの（直近の給与明細書・年金通知書等） 5) 1月2日から12月1日までの間において明らかな事由変更があった場合はその事実がわかるもの 6) 扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書 7) 申立書
限度額内の収入のとき（又は明らか	<ul style="list-style-type: none"> 1) 住民票の写し（世帯全員分） 2) 被扶養者の所得証明書

<p>な事由変更により 収入限度額未滿と なったとき)</p>	<p>3) 恒常的な収入のわかるもの (直近の給与明細書・年金通知書等) 4) 1月2日から12月1日までの間において明らかな事由変更があった場合はその事実がわかるもの 5) 扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書 6) 申立書</p>
<p>無職無収入である とき</p>	<p>1) 住民票の写し (世帯全員分) 2) 被扶養者の所得証明書 3) 離職票又はこれにかわるもの (離職票未発行証明書等。所得証明書に、給与の記載がある場合や、当年に退職した場合) 4) 扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書 5) 申立書</p>
<p>退職したとき</p>	<p>1) 住民票の写し (世帯全員分) 2) 被扶養者の所得証明書 3) 離職票 (雇用保険を受給する予定である場合は写しでよい。) 又はこれにかわるもの (離職票未発行証明書等) 4) 退職証明書又は退職年月日の記載のある源泉徴収票 (離職票がない場合) 5) 扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書 6) 申立書</p>
<p>事業等を廃業した とき</p>	<p>1) 住民票の写し (世帯全員分) 2) 被扶養者の所得証明書 3) 廃業証明書又はこれにかわるもの (理由書) 4) 扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書 5) 申立書</p>
<p>雇用保険の受給が 終了したが、無職 無収入の場合</p>	<p>1) 住民票の写し (世帯全員分) 2) 被扶養者の所得証明書 3) 雇用保険受給資格者証 (支給終了と印字されたもの) 4) 扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書 5) 申立書</p>
<p>被扶養者が育児休 業を開始したとき</p>	<p>1) 住民票の写し (世帯全員分) 2) 被扶養者の所得証明書 3) 育児休業承認書 4) 産前休暇を開始した月の前月の給与明細 5) 扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書 6) 申立書</p>

職員の費用負担が配偶者の費用負担を上回ることにより子を扶養親族とするとき	1) 住民票の写し（世帯全員分） 2) 戸籍抄本（職員及び配偶者が世帯主でない場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合） 3) 被扶養者の所得証明書（被扶養者が義務教育終了後である場合） 4) 恒常的な収入があればその事実がわかるもの（直近の給与明細書・年金通知書等） 5) 1月2日から12月1日までの間において明らかな事由変更があった場合はその事実がわかるもの 6) 扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書 7) 申立書
--------------------------------------	---

(3) 満60歳以上の父母または祖父母

事 項	添 付 書 類
満60歳に到達し、すでに共済組合・所得税控除について被扶養者となっているとき	1) 住民票の写し（世帯全員分） 2) 戸籍抄本（職員が世帯主でない場合、職員が未婚で扶養しようとする者が1人目の場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合） 3) 被扶養者の所得証明書 4) 恒常的な収入があればその事実がわかるもの（直近の給与明細書・年金通知書等） 5) 1月2日から12月1日までの間において明らかな事由変更があった場合はその事実がわかるもの 6) 扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書 7) 申立書
限度額内の収入のとき（又は明らかな事由変更により収入限度額未満となったとき）	1) 住民票の写し（世帯全員分） 2) 被扶養者の所得証明書 3) 恒常的な収入のわかるもの（直近の給与明細書・年金通知書等） 4) 1月2日から12月1日までの間において明らかな事由変更があった場合はその事実がわかるもの 5) 扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書 6) 申立書
無職無収入であるとき	1) 住民票の写し（世帯全員分） 2) 被扶養者の所得証明書 3) 離職票又はこれにかわるもの（離職票未発行証明書等。所得証明書に、給与の記載がある場合や、当年に退職した場合） 4) 扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書 5) 申立書
退職したとき	1) 住民票の写し（世帯全員分） 2) 戸籍抄本（職員及び配偶者が世帯主でない場合又は住民票の写し

	<p>で続柄が確認できない場合)</p> <p>3) 被扶養者の所得証明書</p> <p>4) 離職票 (雇用保険を受給する予定である場合は写しでよい。) 又はこれにかわるもの (離職票未発行証明書等)</p> <p>5) 退職証明書又は退職年月日の記載のある源泉徴収票 (離職票がない場合)</p> <p>6) 扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書</p> <p>7) 申立書</p>
事業等を廃業したとき	<p>1) 住民票の写し (世帯全員分)</p> <p>2) 被扶養者の所得証明書</p> <p>3) 廃業証明書又はこれにかわるもの (理由書)</p> <p>4) 扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書</p> <p>5) 申立書</p>
雇用保険の受給が終了したが、無職無収入の場合	<p>1) 住民票の写し (世帯全員分)</p> <p>2) 被扶養者の所得証明書</p> <p>3) 雇用保険受給資格者証 (支給終了と印字されたもの)</p> <p>4) 扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書</p> <p>5) 申立書</p>
被扶養者が育児休業を開始したとき	<p>1) 住民票の写し (世帯全員分)</p> <p>2) 被扶養者の所得証明書</p> <p>3) 育児休業承認書</p> <p>4) 産前休暇を開始した月の前月の給与明細</p> <p>5) 扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書</p> <p>6) 申立書</p>
父 (母) に収入があるが、その収入が少ないため母 (父) の扶養事実が生じたとき	<p>1) 住民票の写し (世帯全員分)</p> <p>2) 戸籍抄本 (職員が世帯主でない場合、職員が未婚で扶養しようとする者が1人目の場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合)</p> <p>3) 被扶養者の所得証明書</p> <p>4) 恒常的収入があればその事実がわかるもの (直近の給与明細書・年金通知書等)</p> <p>5) 1月2日から12月1日までの間において明らかな事由変更があった場合はその事実がわかるもの</p> <p>6) 扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書</p> <p>7) 申立書</p>

(4) 心身に著しい障害がある親族

事 項	添 付 書 類
新たに 22 歳年度末を経過した子を扶養するとき	1) 住民票の写し（世帯全員分） 2) 戸籍抄本（職員が世帯主でない場合、職員が未婚で扶養しようとする者が 1 人目の場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合） 3) 被扶養者の所得証明書 4) 恒常的収入があればその事実がわかるもの（年金通知書等） 5) 身体障害者手帳の写し等の障害認定のわかるもの 6) 医師の診断書（終身労務に服し得ないことを証明するもの。ただし、身体障害者手帳 2 級以上のものは除く。） 7) 扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書 8) 申立書
父母または兄弟姉妹等を扶養するとき	1) 住民票の写し（世帯全員分） 2) 戸籍抄本（職員が世帯主でない場合、職員が未婚で扶養しようとする者が 1 人目の場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合） 3) 被扶養者の所得証明書 4) 恒常的収入があればその事実がわかるもの（年金通知書等） 5) 身体障害者手帳の写し等の障害認定のわかるもの 6) 医師の診断書（終身労務に服し得ないことを証明するもの。ただし、身体障害者手帳 2 級以上のものは除く。） 7) 扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書 8) 申立書

なお、身体障害者手帳 2 級以上の場合であっても、手帳取得後に退職した場合又は所得証明書に給与等の就労していた事実が記載されている場合には、医師の診断書が必要となる。

(5) 別居の親族

別居している者を扶養する場合又は同居している扶養親族が別居するに至ったが、引き続き扶養する場合は、上記（1）から（4）までで被扶養者ごとに定める添付書類に加え、以下のものを追加すること

事 項	添 付 書 類
別居しているものを扶養するとき又は同居している扶養親族が別居するに至ったが、引き続き扶養するとき	1) 住民票の写し（職員及び被扶養者全員分） 2) 振込領収書又は通帳（職員）（写し） 3) 通帳（被扶養者）（写し） 4) 別居世帯の扶養義務者の所得証明書

2 別居していた扶養親族が同居するに至った場合

事 項	添 付 書 類
別居していた扶養親族が同居するに至ったとき	1) 住民票の写し（世帯全員分） 2) 申立書

3 扶養親族の減員

事 項	添 付 書 類
死亡したとき	1) 住民票の写し又は戸籍抄本（死亡した者と、死亡日のわかるもの） 又は死亡診断書（死亡日のわかるもの）
就職したとき	1) 就職証明書（就職年月日のわかるもの）又は健康保険証
雇用保険を受給開始したとき	1) 雇用保険受給資格者証（写し）
商店等を開業したとき	1) 開業事実を証明するもの（営業許可証等の写し）又はこれにかわるもの（理由書）
別居したとき（1（5）に該当する場合を除く。）	1) 住民票の写し（×表示のあるもの。別居した者と職員の記載があるもの） 2) 申立書
離婚（離縁）によるとき	1) 離婚（離縁）の事実を証明するもの（離婚届の受理証明書等） 2) 扶養しなくなった日を証明するもの（住民票の写し等）
収入が限度額以上となったとき	1) 申立書 2) 1月2日から12月1日までの間において明らかな事由変更があった場合はその事実がわかるもの
配偶者の費用負担が職員の費用負担を上回ることにより子の扶養を減員するとき	1) 申立書
育児休業が終了したとき	1) 育児休業承認書（写し）又は育児休業期間変更通知書（写し）

4 その他

事 項	添 付 書 類
配偶者以外の扶養親族がある職員が、配偶者を欠いたとき	1) 住民票の写し（×表示のあるもの。世帯全員分） 2) 戸籍抄本（離婚の場合）
配偶者以外の扶養親族がある職員が、配偶者を有するに至ったとき	婚姻による場合 1) 婚姻届受理証明書又は戸籍抄本（夫婦関係と届出日がわかるもの） 内縁による場合 1) 住民票の写し（続柄が妻（未届）又は夫（未届）） 2) 戸籍抄本（職員、内縁関係のもの双方）（住民票で職員との続柄が妻（未届）又は夫（未届）であることが確認できない場合） 3) 挙式の証明書等（住民票で職員との続柄が妻（未届）又は夫（未届）であることが確認できない場合）